

第 1 0 5 号議案

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

足立区生涯学習センター条例（平成 1 2 年足立区条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「同月 4 日」を「同月 3 日」に改め、同条第 2 号中「1 2 月 2 8 日」を「1 2 月 2 9 日」に改める。

第 6 条中「午前 9 時から午後 9 時 3 0 分」を「1 月 5 日から 1 2 月 2 7 日までは午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までとし、1 月 4 日及び 1 2 月 2 8 日は午前 9 時から午後 6 時」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生涯学習センターの休館日等を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。